

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2024年1月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

- 1 | 自然災害ガイドラインのご紹介
～令和6年能登半島地震の発生を受けて～



- 2 | 普通預金を別段預金に変更して貸金債権と相殺することは、
破産法71条1項2号の財産処分行為に該当するか
～東京地判令和4年11月9日金融・商事判例1666号23頁



- 3 | 破産管財人による債務の承認と消滅時効の中断
～最高裁令和5年2月1日決定(判例タイムズ1511号119頁)～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

自然災害ガイドラインのご紹介 ～令和6年能登半島地震の発生を受けて～

大江 祥雅
Yoshimasa OePROFILEはこちら 

第1 はじめに

ご承知のとおり、元日早々、令和6年能登半島地震が発生しました。

この原稿を書いているのは1月中旬ですが、報道によると、多くの方が亡くなり、また避難生活を強いられるなど非常にご苦労をされている方も多数おられます。企業においても、事業が停止したり、設備が破損するなど、経済的にダメージを受けたものと思います。お悔やみを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り致します。

地震に限らず、自然災害が発生した場合は、個人・企業の経済に大きな影響があり、借金などの債務を返済できない状態に陥ったり、既存の債務が原因で復興のための資金を借りることができないという問題（二重債務問題）などが生じますが、そのような場合における個人の債務を調整する際の指針として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」といいます。）があります。一般の法人・企業の皆様におかれましては、直接関与する機会は少ないかもしれませんが、自然災害ガイドラインの内容や趣旨は、窮状に陥った取引先との関係にも応用し得ると思いますので、紹介致します。

なお、本原稿においては、例外規定などの詳細については割愛し、概要のみを記載しております。実際に自然災害ガイドラインの活用をご検討される場合などにおいては、弁護士等専門家にご相談ください。

第2 自然災害ガイドライン策定の経緯

従前から、自然災害により二重債務問題などが発生すると指摘されていましたが、平成23年に発生した東日本大震災

においてもこの問題が顕在化しました。政府は、平成23年6月、二重債務問題への対応方針を定め、その後、金融機関、全銀協などの関連機関、学者、弁護士等の専門家などで構成される「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、同研究会は、個人である債務者の私的整理に関する金融機関等の自主的自律的な準則として、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を策定・公表しました。

ただし、このガイドラインは東日本大震災のみを対象としており、対象の拡大が望まれ、同じく金融機関や専門家などで構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足し、平成27年12月に自然災害ガイドラインが策定・公表されました。

第3 法的拘束力はありません

自然災害ガイドラインは、政府ではなく、あくまで任意の組織である「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」によって策定されたものです。また、被災者個人の債務整理に関する金融機関等の自主的自律的な準則とされており、法的拘束力はありません。

しかし、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重・遵守されることが期待され、対象債権者は債務整理に誠実に協力すると定められています。令和6年能登半島地震についても、発生即日、政府により、富山県、石川県及び福井県について災害救助法の適用が決定されていますが、その数日後には、金融庁や全銀協などから各金融機関に対し、自然災害ガイドラインに従って、被災者からの災害に伴う債務の相談について適

切に対応するよう要請が出されています。

第4 災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けた個人が対象であること

自然災害ガイドラインが適用されるのは、災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けた場合に限られます。令和5年に災害救助法の適用を受けた災害としては、1月の鳥取県における大雪、5月5日の能登地方における地震、6月の静岡県・埼玉県等における大雨及び台風2号、6月の山口県における大雨、7月の島根県における大雨、台風6号、台風7号、台風13号があります。

対象となる債務者は、個人であって、法人は対象外です。個人事業者は除外されず、住宅ローンなど私生活のための借金だけではなく、個人事業のための借入金も対象となります。

第5 自然災害ガイドラインの適用要件

自然災害ガイドラインを利用できる個人債務者は、下記①～⑦の要件を全て備える必要があります。①の債務に困窮している状態であることは当然の前提とも言えますが、②、⑥及び⑦は、債務者の誠実性に関するもので、誠実であることの必要性がよく分かります。④及び⑤は、対象債権者や社会にとっての合理性です。自然災害によるものとは言え、債務者を救済する以上は、その必要性があり、対象債権者にとっても債務整理をした方が有益で、かつ、債務者が真摯に、誠実に対応する必要がある訳ですが、この枠組みは債務整理全般に共通します。取引先が窮境に陥り、支払いの猶予を求めてきた場合の対応においても、この枠組みを活用することができます。

- ①災害の影響を受けたことによって、住宅ローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと
又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

- ②弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
③災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。
④破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
⑤債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
⑥反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
⑦破産法に規定する免責不許可事由がないこと。

第6 対象となる債務(対象債権者)の範囲

対象債権者の範囲は、基本は下記①～⑤のとおりで、個人で借金をすることが少なからずあるクレサラや、実質的には借金に近いリースも入っています。ただし、対象債権者はこれらに限られず、自然災害ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むものとされています。ですので、債務者の負債の割合として大きく、減免等の調整をしないと債務者の再起を図れないような場合には、例えば、親族からの借入金や、債務者が事業者である場合の買掛金が対象とされることもあり得ます。

- ① 銀行や信用金庫等の金融機関
② 信用保証協会等の保証会社
③ 貸金業者及びクレジット会社(いわゆるクレサラ)
④ リース会社
⑤ 債権回収会社

また自然災害ガイドラインの対象となる債務は、自然災害が発生する前に負担していた債務に限られますので、例えば、自然災害発生後の家賃で未払いのものは、対象外です。

第7 手続きの流れ

1 主たる債権者(最大債権者)への申し出

自然災害の影響を受けて債務の支払いに困窮し、自然災害ガイドラインを利用した債務整理を望む場合、債務者は、まず、債務者の負債のうち、元金総額が最大の債権者(主たる債権者)に対して、自然災害ガイドラインに基づく手続きに着手することを申し出ます。

主たる債権者は、原則として、この申し出に応じなければなりません。主たる債権者は、この申し出を受けた場合、10営業日以内に、自然災害ガイドラインに基づく手続きに着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うものとされていますが、ここにおいて、上記第5記載の適用要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申し出への不同意を表明してはならないとされています。

2 登録支援専門家への委嘱

主たる債権者から前項の申し出に同意する書面を受領した債務者は、各地の弁護士会、公認会計士協会、税理士会や不動産鑑定士協会を通じて、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関(以下「運営機関」といいます。))に対し、登録支援専門家への委嘱を依頼します。登録支援専門家は、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)が担当しています。

登録支援専門家は、債務者と債権者間の調整を図る役割を担っていますが、債務者の代理人ではなく、あくまで中立・公平な立場です。登録支援専門家の費用は、国庫負担となりますので、債務者の負担にはなりません。

3 債務整理の開始

債務者は、運営機関から委嘱を受けた登録支援専門家から連絡を受けた後、全ての対象債権者に対して、登録支援専門家を通じて、一斉に、自然災害ガイドラインに基づく債

務整理を申し出ます。また、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表などを提出します。

この債務整理の申し出により、一時停止が開始します。

4 一時停止期間中の遵守事項

債務者と対象債権者が債務整理について協議をしている間に、債務者が自己の財産を換価したり、一部の対象債権者にだけ弁済をすると、誠実性や公正性に問題が生じ、協議が整わなくなってしまう。

そこで、債務整理・一時停止が開始した後、それが終了するまで、債務者と全ての対象債権者は、次の①～③を守る必要があるとされています。

- ①債務者は、通常の生活又は事業過程によるもの以外、資産を処分してはならず、新たに債務を負担してはならない。
- ②債務者は、一部の対象債権者に対して弁済をしたり、相殺するなど債務を消滅させてはならず、また担保の供与などを行ってはならない。
- ③対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、弁済を受け、相殺するなど債務を消滅させてはならず、追加の担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。

5 債務整理の協議・調整

債務者から対象債権者への債務整理の申し出後、登録支援専門家の支援を受けて、債務者と対象債権者間における債務整理が協議・調整されます。この調整においては、債権者間の平等が維持されなければなりません。

そして、申し出から3ヶ月以内に(債務者が事業者である場合は4ヶ月以内に)、協議・調整を踏まえて調停条項案が作成され、債務者は、登録支援専門家を経由して、これを全ての対象債権者に提出します。調停条項案には、債務者が事

業者ではない場合は、自然災害の影響など債務の弁済ができなくなった理由、財産の状況、資産の換価・処分の方法、弁済計画、対象債権者に要請する債務の減免や期限の猶予等の内容などを記載する必要があります。債務者が事業者である場合は、事業見通しや収支計画、事業が赤字である場合にはその改善策などを記載する必要があります。いずれの場合も、対象債権者にとって、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、経済的合理性があるものでなければなりません。

調停条項案が提出されて後、1ヶ月以内に、対象債権者は、債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案に対する同意・不同意を回答し、登録支援専門家はその結論を取りまとめて、全ての対象債権者に報告します。

6 債務整理の成立・不成立

調停条項案について、全ての対象債権者から同意又は同意の見込みが得られないときは、自然災害ガイドラインに基づく債務整理は不成立となります。一時停止も終了し、対象債権者は、各自の判断に従って、債務者からの債権回収を検討することになります。債務者は、破産手続や民事再生手続などを検討することになります。

調停条項案について、全ての対象債権者から同意又は同意の見込みを得たときは、債務者は、簡易裁判所に対し、特定調停の申立てを行い、特定調停手続の中で最終的に全ての対象債権者からの同意を得て、調停条項案の内容で調停

調書が作成されます。裁判所における手続きを経て調停調書を作成することで、債務者と全ての対象債権者の間における弁済の方法や債務免除などの内容は、確定判決と同一の効力を有することになり、債務者が違反すれば対象債権者は強制執行も可能になりますので、その履行を期待できることになります。

第8 まとめ

上記のとおり、自然災害ガイドラインに基づく債務整理は、3～4ヶ月＋1ヶ月＋特定調停に要する時間程度で終わることが想定されています。債務者には登録支援専門家の費用負担もありません。

また、債務者が手元に置いておける財産(自由財産)は、破産手続等に比べて広く認められており、現預金等については500万円が上限の目安とされていたりします。対象債権者は、自然災害ガイドラインに基づく債務整理を行った債務者について、信用情報登録機関に報告、登録しないことともされています(ただし、実務上、全く登録等されないとは言いきれないようです。)

大規模な自然災害が発生した場合、住居やインフラ等の物理的側面における復興にも時間を要しますが、経済的な復興にはさらに時間を要することが多いと思われます。被災した債務者のために工夫が施された自然災害ガイドラインが活用されて、被災された方々の再起が図られることが期待されます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

普通預金を別段預金に変更して貸金債権と相殺することは、 破産法71条1項2号の財産処分行為に該当するか ～東京地判令和4年11月9日金融・商事判例1666号23頁

大橋 君平
Kumpei Ohashi

PROFILEはこちら



第1 はじめに

破産法67条は、破産債権者が、破産手続開始時点で破産者に債務を負担している場合の相殺を、原則、認めています。相殺の担保的機能に対する期待を保護するためといわれます。

他方、破産手続の基本原則である債権者平等を損う相殺は禁じられています。たとえば破産法71条1項2号は、「支払不能になった後に契約によって負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で…締結することにより破産者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当時、支払不能であったことを知っていたとき」は、相殺できないと定めています。これは、破産者と破産債権者との新たな取引等で破産債権者に債務が発生すると、破産者が債権取得の対価を代物弁済に供したのと同視できる場合があるため、支払不能後の代物弁済が偏頗行為否認の対象となることとの均衡を図るものといわれます。

今回ご紹介する裁判例は、X社が、Y行に対して借入金のリスケジュールの要請をした際、「X社の顧客に対する請負代金債権について普通預金口座に入金があった場合に、当該入金額を別枠でプール(確保)する」という方針がY行から示され、X社が口頭で同意したこと(本件合意)から、これが破産法71条1項2号に定める財産処分契約に該当するかが問題となったものです。

第2 事案の概要

上記裁判例の事案は、Y行(被告)が、平成30年1月、X社

(後に破産しています)に手形貸付を行った上で、同年10月、X社と本件合意を行い、その後、X社の普通預金口座への入金を別段預金及び定期預金に振り替えた上で、平成31年1月、これらの預金債権を受働債権とし、前記手形貸付にかかる貸金債権を自働債権とする相殺の意思表示をした(本件相殺)というものです。

破産会社となったX社の破産管財人(原告)は、本件相殺は破産法71条1項2号に反し無効だと主張し、被告に対して、預金払戻請求権に基づき、X社の別段預金及び定期預金合計約9082万円及び遅延損害金の支払を求める訴訟を提起しました。

1 X社の平時の取引の仕組み

X社は、顧客からログハウスの建築請負の申込みを受けて建築部材を購入し、その組立作業等を下請業者に依頼していました。

X社は、原則として、申込時、契約時、着工時、上棟時及び完成引渡時の5回に分けて請負代金の支払を受けていました。X社は、仕入先等に対する支払を、顧客からの支払時よりも先に行うため、つなぎの運転資金の融資をY行等の金融機関から受けて、顧客から普通預金口座に振込入金がある都度、これを融資金の返済に充てていました。

2 時系列

①平成30年1月:Y行は、X社に対して、弁済期を平成30年6月29日として、1億5000万円の手形貸付をしました(本件貸金債権)。

- ②平成30年10月5日及び同月12日:X社は、顧客からの入金額の一部を、本件貸金債権の弁済に充てました。
- ③平成30年10月16日:X社代表者らは、Y行担当者と面談し、再建計画を策定するとして借入金の返済猶予を求めました。このとき、本件合意が成立しました。
- ④平成30年10月26日～同月31日:Y行は、X社名義の普通預金口座から、顧客からの入金額のうち合計約4898万円を別段預金に振り替えて、さらに定期預金に振り替えました。
- ⑤平成30年11月5日～同年12月7日:Y行は、X社名義の普通預金口座から、顧客からの入金額のうち合計約4183万円を別段預金に振り替えました。
- ⑥平成31年1月9日:Y行は、X社に対して、本件貸金債権のうち約9082万円を自働債権とし、④の定期預金と⑤の別段預金とを受働債権として、これらを対等額で相殺する旨の意思表示をしました。
- ⑦令和元年7月26日:X社は破産手続開始決定を受け、原告が破産管財人に選任されました。

第3 裁判所の判断

1 事実関係について

裁判所の認定によれば、Y行には、別段預金に関する規定も、X社との一般的な取決めもなく、本件合意に基づき、普通預金の一部を別段預金に振り替えたと言われました。

そのため、この別段預金は、本件合意後の事情の変更がない限り、X社が自由に払戻しを求めることができない性質のもので、普通預金とは取引条件等が異なると判断されました。

2 本件合意の財産処分契約該当性について

裁判所は、本件合意に基づき行われた振替行為は、取引条件等を変更して普通預金の拘束性を高めるもので、本件合意は、取引条件等の変更に関する財産処分契約に当たると解する余地があると思いました。

しかし、相殺にかかる普通預金債務の負担原因となったのは、平時における取引と同様に顧客からなされた振込入金でした。そのため、裁判所は、本件合意によって債務の負担原因まで変更されたと解するのは困難であり、別段預金は普通預金債務の取引条件等が変更されたにすぎず、本件合意により債務を負担した場合に当たらないとし、むしろ、本件貸金債権の弁済期が経過し、本件貸金債権と普通預金債務に係る債権は顧客からの振込入金時で既に相殺適状にあったことから、Y行には相殺に対する期待が生じたとして、Y行の相殺は破産法71条1項2号に違反しないと結論づけました。

第4 検討

この裁判例は、普通預金を別段預金等に変更する旨の合意が財産処分契約にあたりうるとしていますので、財産処分契約は支払不能後の弁済・代物弁済と同視しうるものに限られないとする考え方に立つといえます。もっとも、「破産者に対して債務を負担したこと」の要件を欠いて、破産法71条1項2号に該当しないと判断しています。

その他、この裁判例では、普通預金への振込入金は平時の取引と同様であって詐害性がないこと、相殺の担保的機能に対する破産債権者の期待を保護すべきであることも指摘されています。これは「専ら破産債権をもってする相殺に供する目的」の要件も否定する趣旨と考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

破産管財人による債務の承認と消滅時効の中断 ～最高裁令和5年2月1日決定(判例タイムズ1511号119頁)～

堀江 悠真
Yuma Horie

PROFILEはこちら ▶



第1 はじめに

一般に、債務者が「債務の承認」を行った場合には、当該債務の消滅時効は中断することとなります(民法147条3号¹⁾)、債務者が破産し、破産手続が開始されると、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、破産管財人に帰属することになります(破産法78条1項)。

債務者本人ではない破産管財人が債務の承認をした場合にまで、消滅時効の中断効が生じるかという問題については従来必ずしも明確になっていませんでしたが、本決定では裁判所がこの点に関する判断を示しており、また、破産手続のみならずその他の倒産手続全般でも問題となり得ることから、以下、紹介いたします。

第2 事案の概要

本件は、X(株式会社)所有の不動産について、Xの破産手続(以下「先行破産事件」といいます。)終了後、Y(地方信用金庫)を根抵当権者とする根抵当権(以下「本件根抵当権」といいます。)の実行としての競売の開始決定がされたところ、Xが、Xを債務者とする本件根抵当権の被担保債権(以下「本件被担保債権」といいます。)が時効消滅したことにより本件根抵当権は消滅したと主張して、Yに対し、上記競売手続の停止及び本件根抵当権の実行禁止の仮処分命令の申立て(以下「本件申立て」といいます。)をした事案です。

本件では、先行破産事件において、Xの破産管財人(以下「本件破産管財人」といいます。)が、本件被担保債権が存在する旨の認識の表示をしていたことから、上記認識の表示が

本件被担保債権についての債務の承認(民法147条3号)としてその消滅時効を中断する効力を有するか否かが争われました。

原々審(函館地方裁判所令和4年(ヨ)第14号/令和4年6月2日決定)及び原審(札幌高等裁判所令和4年(ラ)第136号/令和4年7月11日決定)は共に、本件破産管財人による上記認識の表示が債務の承認に当たり、本件被担保債権の消滅時効を中断する効力を有するから、本件被担保債権の消滅時効は完成していないとして、本件申立てを却下すべきものとしたため、Xが抗告許可の申立てを行い、原審が抗告を許可しました。

第3 本件の争点と判断概要

1 争点

本件では、本件破産管財人のYに対する任意売却の交渉や財団放棄の通知等の行為が時効中断事由である債務の承認(民法147条3号)に当たるか(本件破産管財人がXの債務の承認をする権限を有するか²⁾)という点が主な争点となりました。

2 判断概要

裁判所は、破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉し又は上記不動産につき権利の放棄をする前後に上記の者に対して通知をするに際し、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の

1: 本件は平成29年民法(債権法)施行前の事案であるため、特に断りのない限りは、平成29年法律第44号による改正前民法の条文番号を指します。なお、平成29年改正後の民法152条では、時効中断事由としての承認は時効の更新事由として整理されましたが、本決定の考え方は時効の更新事由としての承認にも妥当するものと考えられます。

2: 本件では、破産管財人は破産者の債務の承認をする権限を有しないから、本件破産管財人による債務の承認は本件被担保債権の消滅時効を中断する効力を有しないとして、Xから抗告許可の申立てがされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有するとして、Xの抗告を棄却しました。

この点に関する裁判所の判示は以下のとおりです。

- 「時効の中断の効力を生ずべき債務の承認とは、時効の利益を受けるべき当事者がその相手方の権利の存在の認識を表示することをいうのであって、債務者以外の者がした債務の承認により時効の中断の効力が生ずるためには、その者が債務者の財産を処分する権限を有することを要するものではないが、これを管理する権限を有することを要するものと解される(民法156条参照)。」
- 「そして、破産管財人は、その職務を遂行するに当たり、破産財団に属する財産に対する管理処分権限を有するところ(破産法78条1項)、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものである(同法44条参照)。破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻し(同法78条2項14号)について上記別除権を有する者との間で交渉したり、上記不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすることは、いずれも破産管財人がその職務の遂行として行うものであり、これらに際し、破産管財人が上記の者に対して上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をすることは、上記職務の遂行上想定されるものであり、上記権限に基づく職務の遂行の範囲に属する行為といえることができる。」
- 「そうすると、破産管財人が、別除権の目的である不動産の受戻しについて上記別除権を有する者との間で交渉し、又は、上記不動産につき権利の放棄をする前後に上記の者に対してその旨を通知するに際し、上記の者に対して破産者を債務者とする上記別除権に係る担保権の被担保債権についての債務の承認をしたときは、その承認は上記被担保債権の消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である。」

第4 検討

1 債務の承認について

「承認」(民法147条3号)とは、時効の利益を受けるべき者が、時効によって権利を失うべき者に対し、その権利の存在の認識を表示することをいいます。承認は、既に得ている権利を放棄するなどといった新たな処分行為をするものではないため、承認に当たって相手方の権利についての処分権限を有することを要しない(民法156条)ものの、承認によって時効中断効という不利益が生ずる以上、同条の反対解釈により、管理権限を要するものと解されています(大審院大正8年4月1日民録25輯643頁等)。この点に関し、破産管財人が、破産財団に属する財産に対し管理権限のみならず処分権限を有し、その権限は破産財団に属する財産を引当てとする債務にも及び得るものであることは、破産手続の開始によって破産財団に属する財産を引当てとする破産債権に関する訴訟が中断すること(破産法44条)からも明らかであると考えられています。

2 破産管財人の職務権限について

破産管財人の職務は破産財団に関する処理をすることにより、破産管財人の破産財団に属する財産に対する管理処分権限もその限度で付与されるべきものであることから、破産管財人がした行為が債務の承認として時効中断効を生ずるためには、当該行為が破産管財人の職務の遂行の範囲に属するものであることが必要と考えられます。この点、本件破産管財人が行った①「別除権の目的である不動産の受戻し(同法78条2項14号)について上記別除権を有する者との間で交渉すること、②別除権者に対し、「上記不動産につき権利の放棄(同項12号)をする前後に上記の者に対してその旨を通知したりすること」はいずれも破産管財人の職務の遂行として行われたものといえます。そして、別除権交渉においては、別除権に係る担保権の被担保債権の存否に関する自己の認識を表示することは当然に予定されていると考えられ、また、権利の放

棄に際して、上記被担保債権の存在の認識を表示しつつ放棄に至った経緯の説明を付加するなどして上記不動産を破産財団から放棄する旨の通知をすることも、破産管財人の職務遂行の手法の一つとしてその裁量の範囲内のものといえます。そのため、本決定では、本件破産管財人が本件被担保債権の存在の認識を表示することは、本件破産管財人の職務の遂行上想定されるものであり、その職務の遂行の範囲に属する行為であるとして、当該行為について、債務の承認としての時効の中断効を認めたものと考えられます。

3 他の倒産手続との関係

本決定の射程が民事再生、会社更生との関係でも及ぶかという点についてですが、まず、民事再生の場合は、再生債務者については正に債務者本人であることから、再生債務者が行った債務の承認によって当然に時効の中断効が生じるものと考えられます。他方で、再生管財人について、その財産管理権の範囲は破産管財人と同じであることから（民事再生法66

条）、再生管財人による債務の承認については本決定と同様の判断になると考えられます。

また、会社更生における更生管財人について、その財産管理権の範囲は基本的に破産管財人と同じであるため（会社更生法72条1項）、更生管財人による債務の承認についても本決定と同様の判断になると考えられます。

第5 最後に

本決定は、破産管財人の職務遂行との関連性を踏まえつつ、破産管財人がした破産者を債務者とする別除権に係る被担保債権についての債務の承認が時効中断効を有することを明らかにしたものです。債権者（別除権者）の立場からすれば、本件のように先行破産事件が終結している場合であっても、先行破産事件における破産管財人の職務遂行の内容次第では、時効の中断（更新）を主張できる可能性があり、理論的にも実務的にも重要な意義を有すると考えられることから今回紹介させていただいた次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】